

旅券(パスポート)の申請案内

(令和7年4月1日現在)

埼玉県内に住民登録又は居所がある方が申請できます。

「市町又は地域」の旅券窓口で申請・受取が可能です。6ページ以降にある「埼玉県旅券窓口一覧」を御覧ください。

申請に必要な書類

他の書類が必要となる場合があります。詳しくは2ページの申請にあたっての注意事項を御確認ください。

<オンライン申請について>

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォン等でマイナポータルからいつでもオンライン申請ができます。手数料が窓口申請よりも安くなります。
- ・詳しくは、埼玉県パスポートセンターホームページを御覧ください。



1 一般旅券発給申請書 1通

最新の申請書を入手してください。
(お手持ちの古い申請書の場合、受付できない場合があります。)
申請書は県パスポートセンターのほか、市町や地域の旅券窓口にあります。
(申請書は全国共通です。)

- ・10年有効旅券と5年有効旅券で、申請書が異なりますので御注意ください。
- ・18歳未満の方は5年有効旅券のみの申請となります。

<ダウンロード様式を使った申請について>

外務省ホームページにあるWEB入力フォームに入力、印刷して申請書として使用できます。等倍で印刷してください。拡大や縮小して印刷すると申請に使えないことがあります。印刷時に出力されるチェックシートを御確認ください。

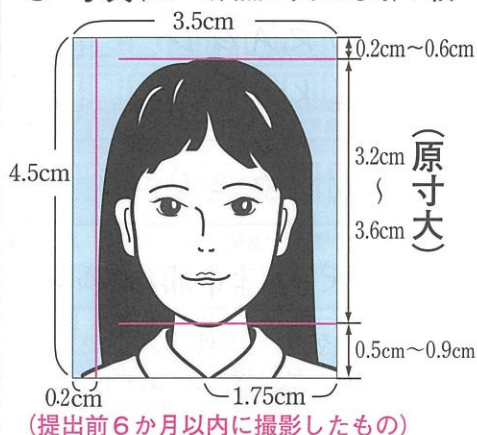
2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通

最新の記載内容で提出前6か月以内に発行されたもの
※戸籍抄本(個人事項証明書)や戸籍の附票では受付できません。

- ・有効旅券をお持ちの方で氏名・本籍(都道府県名)に変更がない方は省略できます。ただし、親権者や国籍などを確認するために必要がある場合は、提出いただきます。(なお、戸籍謄本の提出が不要の方も、申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。申請の際は、事前に番地までの本籍を確認しておいてください。)

※同一戸籍内にある2人以上の方が同時に旅券を申請する場合は、戸籍謄本(全部事項証明書)1通とすることができます。

3 写真(カラー、白黒いずれでも可) 1枚



- ・写真は申請書に貼らず、裏面に名前を記入せずにお持ちください。
- ・申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
- ・ふちなしで左図の寸法を満たしたもの。
(顔の寸法は頭頂からあごまで)
- ・無帽、無背景、影がないもの。
- ・明るさやコントラストが適切であること。
- ・変色、傷、汚れのないもの。

乳幼児などの丸顔の場合の注意点
左右に2mm程度の余白が無いと耳が入らないことがあります。



- ・ボックス写真、デジタル写真は画質に注意してください。写真専用紙を使用し鮮明な画質で印刷してください。画像処理を施したものは不適当です。
- ・より確実な本人確認のため、眼鏡を外した写真を推奨します。
- ・目の周辺に髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部やその影が入らないようにしてください。
- ・カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトの装着は不適当です。
- ・不適当な写真は、申請をお受けできず撮り直していただく場合があります。

《不適当な写真例》 詳しくは、3ページを御覧ください。

4 本人確認書類

有効な原本(コピーは不可)

本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ヨミカタ、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。

※本人確認書類の詳細及び該当するものがない方は、必ず事前に御相談ください。

※代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人の方それぞれの確認書類が必要です。

① 次のものは1点持参してください。

日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カード、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、偽造防止・写真付き身体障害者手帳など

② ①がない場合は、次の2点(「イ+ロ」又は「イ+イ」)を持参してください。(「ロ+ロ」は不可)

- イ
 - ・健康保険、国民健康保険、共済組合員、後期高齢者医療被保険者の資格確認書、介護保険証、こども医療費受給資格証
 - ・国民年金手帳(証書)、厚生年金手帳(証書)、共済年金証書、恩給証書
 - ・印鑑登録証明書(6か月以内のもの)+実印(印鑑登録カードでは不可)など

- ロ
 - ・次のうち「写真付き」のもの
学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書
 - ・有効期間の切れた日本国旅券(失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの、この場合イのこども医療費受給資格証との組合せは不可)など

5 前回取得した旅券

- ・有効な旅券をお持ちの方は、有効な旅券を提示しないと申請ができません。(新しい旅券の交付時に返納していただきます。)
- ・有効期限切れの旅券は、できるだけお持ちください。確認後、穴あけ処理をしてお返しすることができます。

6 住民票の写し

埼玉県内に住民登録している方は、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できるので不要です。(右の方以外)

- ・以下の方は、住民票の写しが必要です。
- ①埼玉県内に居住しているが、住民登録と実際の住所が違う方(2ページ参照)
- ②毎月第3土曜日の翌日の日曜日に県パスポートセンターで申請される方
申請日前6か月以内に発行された個人番号記載なしのものをお持ちください。

※住民登録の変更直後は、直ちに左記システムに反映されない場合があります。

●申請にあたっての注意事項●

切替申請（有効期間内の申請）

必ず有効旅券をお持ちください。
新しい旅券は旅券番号が変わります。

次に該当する場合は新たな旅券に切替ができます。ただし、旧旅券の残りの有効期間は切捨てになります。

- 残りの有効期間が1年未満になった場合
- 査証欄に余白がなくなった場合
- 旅券面の記載事項（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更があった場合
- 損傷した旅券を作り直す場合
- 訂正旅券（旅券の追記欄に記載することにより訂正した旅券）を作り直す場合

残存有効期間同一申請

必ず有効旅券をお持ちください。
新しい旅券は番号が変わります。

有効旅券に記載されている氏名・本籍地の都道府県名等が変更になった場合、または、旅券の査証欄に余白がなくなった場合は、残りの有効期間と同一の期間を有効期間とする「残存有効期間同一旅券」を申請できます。

※申請に必要な書類等は旅券窓口までお問い合わせください。

居所申請※1

代理提出はできません。
必ず申請者本人がお越しください。

※右記の欄に記載の書類を御用意できない方は、事前に電話でお問い合わせください。

住民登録とは別の場所（埼玉県内）に居住し、その居住事実を立証できる場合、又は海外からの一時帰国者が埼玉県内に滞在している場合には、埼玉県の旅券窓口で申請することができます。

- 居所申請のできる方は1ページの「申請に必要な書類」の他に次の書類が必要となります。

住民登録と実際の居住地が違う 学生、単身赴任者等

- 個人番号省略の住民票（提出前6か月以内のもの）
- 居所申請申出書
- 居所の立証資料
 - ・配達済の宅配便宛名ラベル（6か月以内）
 - ・居所あてに届いた最新（6か月以内）の郵便物（消印が確認できるもの）
 - ・居所が記載された最新（6か月以内）の公共料金領収書
 - ・居所の記載がある学生証又は在学証明書

埼玉県内に滞在する一時帰国者

- 居所申請申出書
- 一時帰国の立証書類
 - ・長期滞在査証又は再入国許可のある日本国旅券
 - ・外国政府が発行した外国人登録証、永住証明書、再入国許可証、滞在許可証

（居所申請申出書は県ホームページからダウンロードするか旅券窓口で入手してください。）

- 二重国籍の方は、お持ちの旅券（日本国旅券及び外国旅券）を提示してください。

未成年者の申請

5年旅券の申請のみとなります。

申請書裏面の「法定代理人署名」欄（記入例5ページ⑤）に親権者である父又は母の署名（自筆）が必要です。

- 親権者が遠隔地にいる場合は、親権者の署名（自筆）のある「同意書」を提出してください。（同意書は県ホームページからダウンロードするか旅券窓口で入手してください。）

申請書の代理提出

※1、※2の場合や損傷した旅券を作り直す場合、ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合は、申請者本人が来所してください。

申請書は、代理人でも提出できます。（例外あり。また、受取は必ず御本人です。）

- 申請書の記入にあたっては、「記入例」（4～5ページ）を御覧いただき、申請書表面の③、④、裏面⑥は、必ず申請者本人が記入してください。また、申請に必要な書類一式を代理人に持参させてください。

- 代理の方も本人確認書類が必要です。

- 1団体10人以上の代理提出を行う場合は、事前に電話予約が必要です。また、受け取りまでの期間は通常より長くなります。

紛失・焼失等の届出※2

代理提出はできません。
必ず申請者本人がお越しください。

有効期間中の旅券を紛失・焼失等した場合は、すみやかに届け出る必要があります。届出には、写真1枚（1ページの規格）及び次のいずれかが必要になります。

- 警察に遺失届等を提出した場合は、届け出た警察署名と届出受理番号
- 消防署又は市町村の発行する罹災証明書

※届出によって旅券は失効し、使用できなくなるため、旅券を発見したこと等による届出の取り下げはできません。

※その他不明な点があれば、旅券窓口にお問い合わせください。

届出後、新規の旅券を申請することができます（届出と同時申請可）。この場合、写真（1ページの規格）は2枚必要になります。

※海外で旅券を紛失し、「帰国のための渡航書」で帰国した方で、新規の旅券を申請する場合は、1ページの「申請に必要な書類」の他に「帰国のための渡航書」が必要となります。

刑罰欄該当の場合

事前相談が必要です。

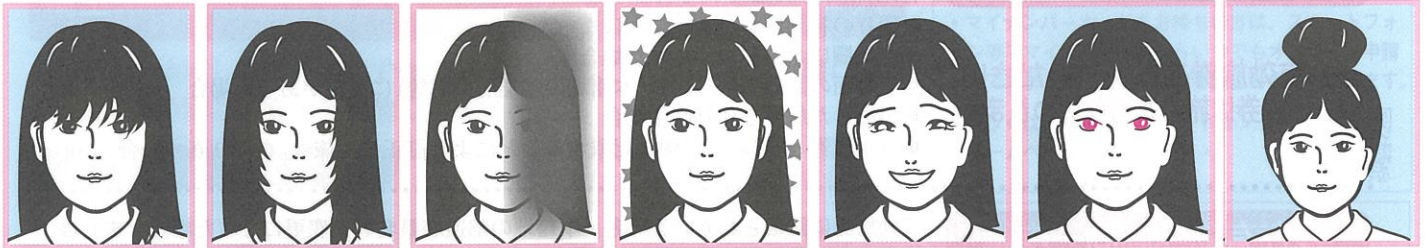
申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、1ページの「申請に必要な書類」の他に提出していただく書類がありますので、8ページ②県の旅券窓口で電話でお問合せのうえ、御本人がお越しください。

- 審査には1か月以上かかります。余裕をもって御相談ください。

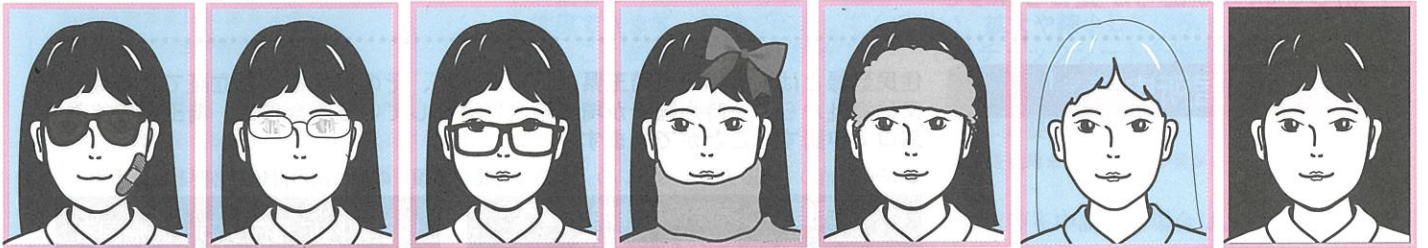
不適当な写真例

1

次のような写真は受付できません。イラストの例に当てはまらない写真であってもパスポート用写真としてふさわしくないもの（左右が反転している、焦点があっていないなど）、規格を満たさないもの（顔が中心部分から左右に寄っている、顔の大きさが大きすぎたり小さすぎたりするなど）は撮り直しをお願いする場合があります。



1 髪が目にかかって目元 2 顔の輪郭が隠れるもの 3 顔や背景に影のあるもの 4 椅子や壁紙の模様など背景のあるもの 5 平常の顔貌と著しく異なるもの(笑すぎなど) 6 瞳がフラッシュ等で赤く写ったり、フラッシュやライトの形状が写り込んだもの 7 頭髮のボリュームが大きき、顔の面積が小さいもの



8 色付きの眼鏡・サングラスの着用や絆創膏のあるもの 9 照明が眼鏡に反射し目にかかっているもの 10 眼鏡のフレームが目にかかっているもの 11 衣服、マスク、スカーフ等の装飾品により顔の一部がかくれるもの 12 帽子、幅の広いヘアバンドなどにより頭部がかくれるもの 13 人物と背景の境目がわかりにくいもの

※眼鏡非着用を推奨します。

写真の規格については、外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」も御覧ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html



ヘボン式ローマ字一覧

は特に誤りやすいので御注意ください。

2

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N(M)	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	ゐ		ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I		GI	JI	JI	BI	PI
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る			ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU			GU	ZU	ZU	BU	PU
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ		げ	ぜ	で	べ	ぺ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E		GE	ZE	DE	BE	PE
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を		ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO

撥音の「ん」は「N」で表記する

(例) かんだ KANDA

【特例】

B・M・Pの前では「N」ではなく「M」で表記する

(例) なんば NAMBA

(例) ほんま HOMMA

長音の「O」「U」は記入しない

(例) おおた OTA

(例) さいとう SAITOU

(例) ようこ YOKO

(例) りょうへい RYOHEI

促音の「っ」は子音を重ねる

(例) はっとり HATTORI

(例) べっぴん BEPPU

【特例】ち(CHI) ちゃ(CHA) ちゅ(CHU) ちょ(CHO)音に限り、その前に「T」を加える

(例) ほっち HOTCHI

●ヘボン式によらないローマ字氏名表記を希望する場合は、事前に電話又は窓口にお問合せください。

●旧姓併記

旧姓を旅券に追記したい方は、旧姓が確認できる書類（戸籍謄本、住民票の写し、個人番号カードのいずれか）を提出してください。

●別名併記

国際結婚、二重国籍等の理由により、戸籍上の氏名以外の姓や名を旅券に記載する必要がある場合には、別名として併記することができる場合があります。希望する場合は外国の公的機関が発行した綴りの確認できる書類（出生証明書、配偶者や父母の外国旅券等）を本人が提示又は提出し御相談ください。

登録した旅券のローマ字氏名表記は、原則として、変更できませんので御注意ください。

記入例 この記入例は 5 年用、10 年用共通です。

ダウンロード申請書は、一部レイアウト等が異なりますが、記入（入力）する項目及び留意事項は同じです。

- 一般旅券発給申請書は5年用、10年用及び残存期間同一用があります。
 - 18歳未満の方は、10年用旅券の申請はできません。
 - 申請書は機械読み取り用ですので、ていねいに記入してください。また、折り曲げたりしないでください。
 - 所持人自署は訂正できません。
- 〔黒又は青の濃いインクのボールペン又はサインペン及び消せるインクのペンは使用できません。〕

黒又は青の濃いインクのボールペン又は万年筆でサインペン及び消せるインクのペンは使用できません。

3

所持人自署

サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人（小学生以上）がローマ字か日本語で署名してください。（小学生等で漢字が書けない方は、ひらがなでも可。）未就学の幼児でもひらがなが書ける場合は、御本人が署名してください。2度書き、なぞり書き、かすれ、ぼたもれは、受付できません。

(本人署名の例)

漢字で書く場合

桜木藤子

ローマ字で書く場合

Sakuragi Fujiko

幼児等がひらがなで書く場合

さくらぎ ふじこ

乳幼児等(小学校入学前)で申請者本人が署名(サイン)できないときは、父又は母が代筆し、代筆者名を枠の下欄に記入(自筆)してください。

(代理署名の例)

与野太郎
与野 桜(母)代筆

与野太郎

Taro Yono
by S. yono (Mother)

住民票どおりの住所を記入してください。(簡略表記も可)

渡航中の国内の連絡先を記入してください。
(一緒に渡航しない親族等)

表

新規・切替 一般旅券発給申請書 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

5年用

受理 年月日		受審 番号		理号		記入しないでください					
窓口 記入欄		有効期間	☒ 子 ☐ 子	発行年月日	交付年月日		旅券 番号	旅券 種類	確認		
写真貼らずにお持ちください 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から 顎までが34mm±2mm) ※提出された写真は旅券に転写 されます。 ※裏面に氏名を記載してください		氏名(左読めで記入) 氏名(カタカナで記入。濁点及び半濁点は「・」ス内に「ワ」「ハ」等と記入してください。) 姓(姓に就いての読み、かき書体で記入してください)名 桜木 藤子 姓 SAKURAGI 名 FUJIKO ヘボン式ローマ字を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄も記入してください		所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写され) 桜木 藤子 所持人自署に「申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人が署名してください」とあります。その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係(例えば、by A. YAMADA (Mother) or by A. YAMADA (Father) など)を記入してください。		性別 男 ☒ 女 ☐ 生年 月 日 200822 本籍 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15 旅券 番号 ML1234567 発行年月日 20131201 最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字。左読めで記入してください。SAKURAGI この申請書を提出する日年齢 満(16)歳 18歳以上の場合は、下欄の氏名を記入してください。 私は有効期限が(5)年の一般旅券の発給を希望します。		前回旅券の姓を記入		旅券 種類 ML1234567 発行年月日 20131201 最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字。左読めで記入してください。SAKURAGI この申請書を提出する日年齢 満(16)歳 18歳以上の場合は、下欄の氏名を記入してください。 私は有効期限が(5)年の一般旅券の発給を希望します。	
現住所 (住民票に記載の住所) 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町0-0-0 ソニックハイツ502 その他勤務先など日中の連絡先(株)△△ 電話 048 (XXX) XXXX 携帯 090 (XXXX) XXXX メールアドレス ryoken@ox△.com		住所 熊谷市筑波0-0-0 氏名 熊谷北男 申請者との関係 兄 電話 048 (XXX) XXXX		日本国内の緊急連絡先 住所 熊谷市筑波0-0-0 氏名 熊谷北男 申請者との関係 兄 電話 048 (XXX) XXXX		現在外国の国籍を有していますか。 (※該当する枠内に「はい」を記入してください) はい ☐ いいえ ☒ 「はい」の場合 どの国の国籍ですか。 取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生 ☐ 外国での出生 ☐ 外国人との婚姻又は養子縁組 ☐ 帰化申請又は国籍取得届出 ☐					
刑罰等関係 ※次の各事項に該当しているか否か、□に「はい」を記入してください。 (本人又は法定代理人が記入してください。) 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。		国籍 外国籍の父又は母の子として出生 ☐ 外国での出生 ☐ 外国人との婚姻又は養子縁組 ☐ 帰化申請又は国籍取得届出 ☐		記入しないでください							

(別記第2号様式)

用紙の大きさはA4



裹

出 発 予 定 日
及 び 該 当 す
る □ に ✓ 印
を 記 入 し て
く だ さ い。

桜木 宮子

記入しないでください

必ず引受人(代理人)本人が記入してください。

[illegible]

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は格券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて格券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。

和 7 年 5 月 1 日

引受人氏名 春日部 桐夫

申請者との関係 祖父

春日部市南 3-4-5

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認し、決定し、私は過去5年間、旅券の不正取得に係ったこと及び写真と本人と異なることを確認

令和7年5月1日

連絡先電話番号 048 (XX X)X XX XX

生年月日 昭和・大正・昭和・平成・令和/6年/2月21

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提出してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法上の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられる場合があります。

(別記第4号様式)



埼玉県旅券窓口一覧

※土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日・年末年始(12/29～1/3)は申請できません。
ただし、県の旅券窓口(大宮・川越支所・春日部支所)では日曜日も申請を受け付けます。
大宮は令和7年8月3日(日)、令和8年2月8日(日)も休業します。

①の市町村に住民登録のある方は、当該各市町の旅券窓口へ御申請ください。

ただし、事情がある場合は、②の県の旅券窓口又は①の川口市パスポートセンター、熊谷市パスポートセンターで
手続することもできます。

さいたま市、川越市、春日部市及び蕨市に住民登録のある方は、

②の県の旅券窓口又は①の川口市パスポートセンター、熊谷市パスポートセンターへ御申請ください。



① 市町村の旅券窓口(50音順)

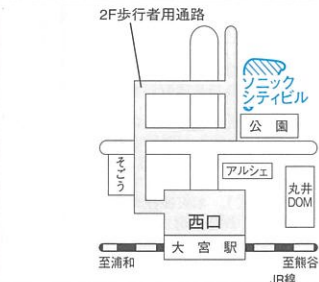
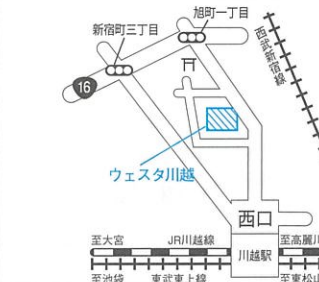
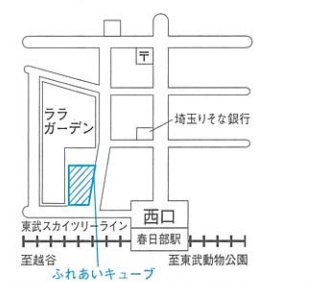
※休業日等は変更される場合がありますので各旅券窓口にて御確認ください。

市町村の旅券窓口 (50音順)		申 請	受 取
あ	○上尾市にお住まいの方 名 称 上尾市役所マイナンバー・パスポートセンター 電話 048-871-6563 所在地 〒362-8501 上尾市本町3-1-1 上尾市役所本庁舎1階 最寄駅 JR 高崎線 上尾駅東口 (徒歩 8 分)	申請 (祝日を除く) 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～金曜日 8:30～17:00 第2・第4土曜日 8:30～12:00 13:00～17:00
	○朝霞市にお住まいの方 名 称 朝霞駅前出張所パスポートコーナー 電話 048-452-6033 所在地 〒351-0006 朝霞市仲町2-1-6-101 コンフォール東朝霞1階 最寄駅 東武東上線 朝霞駅東口 (徒歩 1 分)		受取 月・火・水・金曜日 9:00～16:30 木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○伊奈町にお住まいの方 名 称 伊奈町役場 住民課 電話 048-721-2111 所在地 〒362-8517 北足立郡伊奈町中央4-355 最寄駅 埼玉新都市交通伊奈線 (ニューシャトル) 伊奈中央駅 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30
	○入間市にお住まいの方 名 称 入間市役所 市民課 電話 04-2964-1111 所在地 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 最寄駅 西武池袋線 入間駅南口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4土曜日 9:00～12:00
	○桶川市にお住まいの方 名 称 桶川市役所 市民課 電話 048-786-3211 所在地 〒363-8501 桶川市泉1-3-28 最寄駅 JR 高崎線 桶川駅西口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～17:15
	○加須市にお住まいの方 名 称 加須市役所 市民課 電話 0480-62-1111 所在地 〒347-8501 加須市三俣2-1-1 最寄駅 東武伊勢崎線 加須駅北口 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
か	○川口市、埼玉県にお住まいの方 (8月中旬以降移転予定) 名 称 川口市パスポートセンター 電話 048-241-8010 所在地 (移転前) 〒332-0021 川口市西川口1-6-16 西川口駅前ビル3階 (移転後) 〒332-0021 川口市西川口1-7-1 西川口駅前分室3階 最寄駅 JR 京浜東北線 西川口駅西口 (徒歩 1 分)	申請は月～金曜日 9:00～16:30 (祝日を除く)	受取 月・水・金曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○川島町にお住まいの方 名 称 川島町役場 町民生活課 電話 049-299-1754 所在地 〒350-0192 比企郡川島町大字下ハツ林870-1 最寄駅 東武東上線 川越駅 (タクシー 30 分)		受取 月～金曜日 9:00～17:00
	○北本市にお住まいの方 名 称 北本市役所 市民課 電話 048-591-1111 所在地 〒364-8633 北本市本町1-111 最寄駅 JR 高崎線 北本駅西口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～12:00
	○行田市にお住まいの方 名 称 行田市役所 市民課 電話 048-556-1111 所在地 〒361-8601 行田市本丸2-5 最寄駅 秩父鉄道 行田市駅南口 (徒歩 10 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～11:30
	○久喜市にお住まいの方 名 称 久喜市パスポートコーナー 電話 0480-22-1111 所在地 〒346-8501 久喜市下早見85-3 久喜市役所1階 市民課(総合窓口)内 最寄駅 JR 宇都宮線・東武伊勢崎線 久喜駅西口 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4・第5日曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
	○熊谷市、埼玉県にお住まいの方 名 称 熊谷市パスポートセンター 電話 048-577-5871 所在地 〒360-0037 熊谷市筑波3-202 ティアラ21 4階 最寄駅 JR 高崎線・秩父鉄道 熊谷駅 (徒歩 2 分)		受取 月・水・金曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30 日曜日 9:00～16:30
	○鴻巣市にお住まいの方 名 称 鴻巣市パスポートセンター 電話 048-577-3948 所在地 〒365-0038 鴻巣市本町1-2-1 エルミこうのすアネックス3階 最寄駅 JR 高崎線 鴻巣駅東口 (徒歩 5 分)		受取 月・火・水・金曜日 9:00～16:30 木曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～16:30
	○越谷市にお住まいの方 名 称 越谷市パスポートセンター 電話 048-969-1818 所在地 〒343-0816 越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ4階 最寄駅 東武スカイツリーライン 越谷駅東口 (徒歩 1 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
	○坂戸市、毛呂山町、越生町、鳩山町にお住まいの方 名 称 坂戸市パスポートセンター 電話 049-283-1331 所在地 〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 坂戸市役所1階 市民課内 最寄駅 東武東上線 坂戸駅北口 (徒歩 15 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 土曜日 9:00～12:00
	○幸手市にお住まいの方 名 称 幸手市パスポートコーナー 電話 0480-43-1111 所在地 〒340-0192 幸手市東4-6-8 幸手市役所 市民課内 最寄駅 東武日光線 幸手駅 (徒歩 20 分)		受取 月～金曜日 9:00～16:30 休日開庁の日曜日 9:00～11:30

	市町村の旅券窓口（50音順）	申 請	受 取
た	○狭山市にお住まいの方 名 称 入間川地区センター各種証明書発行コーナー 電話 04-2969-6311 所在地 〒350-1305 狭山市入間川1-3-1 狭山市市民交流センター2階 最寄駅 西武新宿線 狭山市駅西口（徒歩 1 分）	申請 （祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:00	受取 月～金曜日 8:30～17:15 土曜日 8:30～17:15
	○志木市にお住まいの方 名 称 市民サービスステーション 電話 048-473-3988 所在地 〒353-0004 志木市本町5-26-1 フォーシーズ志木8階 最寄駅 東武東上線志木駅東口（徒歩 2 分）	申請 （水曜日・祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～日曜日 9:00～17:15 （水曜日を除く。ただし祝日の水曜日は開庁）
	○白岡市にお住まいの方 名 称 白岡市役所 市民課 電話 0480-92-1111 所在地 〒349-0292 白岡市千駄野432 最寄駅 JR 宇都宮線 白岡駅東口（徒歩 15 分）	申請 （祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:00	受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4日曜日 9:00～12:00
	○杉戸町にお住まいの方 名 称 杉戸町役場 市民課 電話 0480-33-1111 所在地 〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29 最寄駅 東武スカイツリーライン 東武動物公園駅東口（徒歩 15 分）	申請は月～金曜日 9:00～16:30 （祝日を除く）	受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2日曜日 9:00～12:00
	○草加市にお住まいの方 名 称 草加市バスポートコーナー 電話 048-922-2944 所在地 〒340-8550 草加市高砂1-1-1 草加市役所本庁舎2階 最寄駅 東武スカイツリーライン 草加駅東口（徒歩 5 分）		受取 【5月以降】※4月は従来どおり 月～金曜日 9:00～16:30 第2日曜日 9:00～16:00
	○秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町にお住まいの方 名 称 秩父地域バスポートセンター 電話 0494-22-2211 所在地 〒368-8686 秩父市熊本町8-15 秩父市役所1階 市民課内 最寄駅 西武鉄道 西武秩父駅（徒歩 5 分） 秩父鉄道 御花畑駅（徒歩 5 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4木曜日 9:00～19:15 毎月最終日曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
な	○鶴ヶ島市にお住まいの方 名 称 鶴ヶ島市役所若葉駅前出張所 バスポートコーナー 電話 049-272-5622 所在地 〒350-2201 鶴ヶ島市富士見1-2-1 ワカパウオーク1F 最寄駅 東武東上線 若葉駅東口（徒歩 1 分）		受取 月・火・水・金曜日 9:00～17:30 木曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:30
	○所沢市にお住まいの方 名 称 所沢市バスポートセンター 電話 04-2968-9719 所在地 〒359-0037 所沢市くすのき台1-14-5 グランエミオ所沢4階 最寄駅 西武線 所沢駅東口（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4土曜日 9:00～12:00
	○戸田市にお住まいの方 名 称 戸田公園駅前出張所 電話 048-420-9734 所在地 〒335-0023 戸田市本町4-15-11 戸田公園駅前行政センター1階 最寄駅 JR 埼京線 戸田公園駅西口（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 8:30～20:00 土・日曜日・祝日 9:00～17:30
	○新座市にお住まいの方 名 称 新座市バスポートセンター 電話 048-424-9166 所在地 〒352-8623 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎1階 市民課内 最寄駅 東武東上線 志木駅南口（バス 12 分）、朝霞駅南口（バス 16 分） 西武池袋線 東久留米駅東口（バス 17 分）、ひばりヶ丘駅北口（バス 17 分） JR武蔵野線 新座駅南口（バス 7 分）	申請 （祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:00	受取 月～金曜日 8:30～16:30 日曜日 8:30～12:00 （第1日曜日、第3土曜日に続く日曜日及び第5日曜日を除く）
は	○蓮田市にお住まいの方 名 称 蓮田市役所 市民課 電話 048-768-3111 所在地 〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799-1 最寄駅 JR 宇都宮線 蓮田駅東口（バス 10 分）	申請は月～金曜日 9:00～16:30 （祝日を除く）	受取 月～金曜日 8:30～17:15 第4日曜日 9:00～12:00
	○羽生市にお住まいの方 名 称 羽生市役所 市民生活課 電話 048-561-1121 所在地 〒348-8601 羽生市東6-15 最寄駅 東武伊勢崎線 羽生駅東口（徒歩 15 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 第1・第3日曜日 9:00～11:30
	○飯能市にお住まいの方 名 称 飯能市役所飯能駅サービスコーナー 電話 042-974-2257 所在地 〒357-0036 飯能市南町1-22 最寄駅 西武池袋線 飯能駅 改札南側（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 8:30～18:00 第2・第4日曜日 8:30～12:30
	○東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村にお住まいの方 名 称 東松山バスポートセンター 電話 0493-63-5000 所在地 〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 東松山市役所1階 最寄駅 東武東上線 東松山駅東口（徒歩 15 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～12:30
	○日高市にお住まいの方 名 称 日高市バスポートコーナー 電話 042-989-2111 所在地 〒350-1292 日高市大字南平沢1020 日高市役所1階 市民課内 最寄駅 JR 川越線 高麗川駅（徒歩 20 分）		受取 月・水～金曜日 9:00～16:30 火曜日 9:00～19:00 毎月最終日曜日（3月除く）9:00～12:30 3月は年度末臨時開庁日
	○深谷市にお住まいの方 名 称 深谷市バスポートセンター 電話 048-572-5770 所在地 〒366-0052 深谷市上柴町西4-2-14 イトーヨーカドーアリオ深谷3階 キララ上柴 最寄駅 JR 高崎線 深谷駅南口（バス 10 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 土・日曜日 9:00～16:30
	○富士見市にお住まいの方 名 称 富士見市バスポートコーナー 電話 049-251-2711 所在地 〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800-1 富士見市役所1階 最寄駅 東武東上線 鶴瀬駅東口（徒歩 20 分、バス 10 分）		受取 月・火・水・金曜日 9:00～16:30 木曜日 9:00～19:00 第1土曜日 9:00～12:30
	○ふじみ野市にお住まいの方 名 称 ふじみ野市役所出張所バスポートコーナー 電話 049-261-0353 所在地 〒356-0006 ふじみ野市霞ヶ丘1-2-7 ふじみ野市サービスセンター2階 最寄駅 東武東上線 上福岡駅西口（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 9:00～17:15 日曜日 9:00～17:15
	○本庄市、美里町、神川町、上里町にお住まいの方 名 称 本庄市役所 市民課 電話 0495-25-1113 所在地 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 最寄駅 JR 高崎線 本庄駅北口（徒歩 15 分）	申請 （祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:00	受取 月～金曜日 8:30～17:15 日曜日 8:30～12:00

	市町村の旅券窓口（50音順）	申 請	受 取
ま	○松伏町にお住まいの方 名 称 松伏町役場 住民ほけん課 電話 048-991-1866 所在地 〒343-0192 北葛飾郡松伏町大字松伏2424 最寄駅 東武スカイツリーライン 北越谷駅東口（バス 15 分）	申請（祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～金曜日 9:00～16:30 第2・第4日曜日 9:00～13:00
	○三郷市にお住まいの方 名 称 三郷市バスポートセンター 電話 048-953-1122 所在地 〒341-0038 三郷市中央1-14-2 三郷中央におどりプラザ2階 最寄駅 つくばエクスプレス 三郷中央駅（徒歩 3 分） JR 武蔵野線 三郷駅南口（バス 15 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～16:30
	○宮代町にお住まいの方 名 称 宮代町役場 住民課 電話 0480-34-1111 所在地 〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1 最寄駅 東武スカイツリーライン 東武動物公園駅西口（徒歩 5 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30
	○三芳町にお住まいの方 名 称 三芳町役場 住民課 電話 049-258-0019 所在地 〒354-8555 入間郡三芳町大字藤久保1100-1 最寄駅 東武東上線 鶴瀬駅（バス 15 分）		受取 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 第1土曜日（変更の場合あり）9:00～11:30
や	○八潮市にお住まいの方 名 称 八潮市役所駅前出張所パスポートコーナー 電話 048-932-8010 所在地 〒340-0822 八潮市大瀬1-1-1 マインループ1階 最寄駅 つくばエクスプレス 八潮駅北口（徒歩 1 分） 東武スカイツリーライン 草加駅東口（バス 30 分）	申請（祝日を除く） 月～金曜日 9:00～16:30	受取 月～金曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～13:00 ※日曜日は、八潮メセナ・アネックスで交付（八潮駅北口）
	○吉川市にお住まいの方 名 称 吉川市役所 市民課 電話 048-982-9692 所在地 〒342-8501 吉川市きよみ野1-1 最寄駅 JR 武蔵野線 吉川駅北口（バス 15分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 9:00～12:00
	○寄居町にお住まいの方 名 称 寄居町役場 町民課 電話 048-581-2121 所在地 〒369-1292 大里郡寄居町大字寄居1180-1 最寄駅 東武東上線・JR八高線・秩父鉄道線 寄居駅北口（徒歩 1 分）		受取 月～金曜日 9:00～16:30
	○和光市にお住まいの方 名 称 和光市役所 戸籍住民課 電話 048-464-1111 所在地 〒351-0192 和光市広沢1-5 最寄駅 東武東上線・東京メトロ有楽町線・副都心線 和光市駅南口（徒歩 20 分）		受取 月～金曜日 9:00～17:15 第3土曜日 8:30～12:00

② 県の旅券窓口（駐車場はありませんので、電車・バス等を御利用ください。）

名 称	パスポートセンター（大宮）	川越支所	春日部支所
案内図			
最寄駅	大宮駅（徒歩 5 分）	川越駅（徒歩5分）/本川越駅（徒歩15分）	春日部駅（徒歩 5 分）
所在地	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル2階	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階	〒344-0064 春日部市南1-1-7 ふれあいキューブ （県東部地域振興ふれあい拠点施設）5階
相談電話	(048) 647-4040	(049) 249-4181	(048) 739-1515
F A X	(048) 647-4076	(049) 246-3030	(048) 734-3325
申 請	月～金曜日 日曜日 9:00～16:30 休業日は申請できません。		
受 取	月・水・金・日曜日 9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:30（16:30～19:30には申請できません。）		
休業日	土曜日・国民の祝日に関する法律の休日・年末年始（12/29～1/3）、大宮は令和7年8月3日（日）、令和8年2月8日（日）も休業します。 祝日が日曜日と重なる場合は申請・受取できます。		

●旅券（パスポート）の受取

受取は必ず**本人**です。代理での受取はできません。



- 有効旅券をお持ちの方は持参してください。持参しないと交付できません。
- 旅券は申請した旅券窓口で、お受け取りください。新しい旅券のお渡しには、2週間程度（祝日等が入るとそれ以上）かかります。
- 旅券は申請した日から6か月以内にお受け取りください。
- 受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付失効となった場合には次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。

- お受け取りの際、右表の手数料を、国手数料は収入印紙（現金で購入）、埼玉県手数料はキャッシュレス決済で納付してください。オンライン申請の場合に限り、クレジットカードによる一括払いも選択できます。

※「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日まで申請を行った方に適用されます。

申請区分	手数料	内 訳	
		国手数料 収入印紙 （現金で購入）	埼玉県手数料 キャッシュレス決済
10年旅券	16,300円	14,000円	2,300円
5年旅券	11,300円	9,000円	2,300円
※12歳未満	6,300円	4,000円	2,300円
残存有効期間同一旅券	6,300円	4,000円	2,300円

※オンライン申請の埼玉県手数料は1,900円です。

※収入印紙の販売場所は、申請する各旅券窓口にお問い合わせください。